

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 7 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市久居庁舎 4 階 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

出席部会委員 25^{おおい}大井 一司・26^{かさい}笠井 克己・27^{すずき}鈴木 照正・28^{たぐち}田口 慶則
29^{ほりかわ}堀川 忠重・30^{もろと}諸戸 善昭・31^{たなか}田中 竹次・32^{はせがわ}長谷川 博
33^{もりやま}守山 孝之・35^{いけだ}池田 昌司・36^{もりた}森田 正孝・37^{あかほり}赤堀 嘉夫
38^{なかがわ}中川 和雄・39^{はぎの}萩野 忠司・40^{むかいだ}向田 忠美・42^{かたおか}片岡 眞郁
48^{わたなべ}渡邊 晃一

以上 1 7 名

欠席部会委員

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 36^{もりた}森田 正孝・48^{わたなべ}渡邊 晃一

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規程による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 5 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消について (農業委員会許可・
所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

それでは、始めさせていただきます。

本日の欠席委員を聞かせていただいています。長谷川委員、森田委員、赤堀委員と笠井委員が少し遅れていただくということですので、早速始めさせていただきます。

それでは、第7回第2農地部会を開会させていただきます。

議事録署名委員、本日は48番 渡邊委員・39番 萩野委員、よろしくお願いします。

それでは、本部会に付議されました議案は事前に通知いたしましたとおりですのでよろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第2号につきましては、事務局から一括して報告を願います。願います。

事 務 局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 大井、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町井関向平尾_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,987㎡。

これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。

2番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。

以上、件数は2件で、5,974㎡、その内容は田でございます。

恐れ入ります、2ページをお願いします。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 久居新町_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 82㎡。

これにつきましては、届出者の亡父が昭和48年ごろに届出地とその隣地を整地し、居宅建設及び庭園整備をしてきたものでございます。市街化区域であり、また始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号2、地区 久居、届出者 _____、届出地 戸木町北興_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 962㎡。

これにつきましては、平成2年4月ごろより届出者は届出地に隣接する店舗の駐車場用地にしてきたものでございます。これも市街化区域でございます。また始末書の提出がありますので追認をしようとするものでございます。

報告第2号は、以上2件、1,044㎡、内容は田962㎡、畑82㎡でございます。

次に、3ページをお願いします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居北口町丸田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,270㎡。

これにつきましては、譲受人 _____は、譲渡人 _____より当該土地を譲り受け、共同住宅を建設しようとするものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居

新町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105㎡、外2筆で合計183㎡。

これにつきましては、譲受人 _____は譲渡人 _____より当該土地を譲り受け、駐車場14台分を整備しようとするものでございます。

報告第3号は以上2件で、1,453㎡、その内容は畑でございます。

4ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、外1名、届出地 久居相川町相川_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 378㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、軽量鉄骨造2階建て、延べ床面積 146.11㎡の一般個人住宅を建設しようとするものでございます。

以上、件数は1件で、面積 378㎡、その内容は田でございます。

次に、5ページをお願いします。

報告第5号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 _____、主たる耕作物 水稻、麦、大豆、野菜、耕作面積 田73ha、畑2ha、合計 75ha。

報告案件は以上でございます。組織形態要件、事業要件、構成要因要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、6ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 榊原、譲受人 _____、面積 14,268.64㎡、譲渡人 _____、面積 5,231㎡、申請地 榊原町大広_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,328㎡。

これにつきましては、高齢化による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が営農を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号2、地区 家城、譲受人 _____、面積 5,432㎡、譲渡人 _____、面積 1,019㎡、申請地 白山町藤北里_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 705㎡。

これにつきましては、遠方在住で労力不足により営農を縮小しようとする譲渡人が営農を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 川口、譲受人_____、面積 8,519.66㎡、譲渡人____、面積 22,111.78㎡、申請地 白山町川口立花_____番、台帳地目・

現況地目とも田、面積 520㎡。

これにつきましては、譲渡人は譲受人の希望によりまして、営農を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、合計件数は3件で、合計2,553㎡、その内容は田でございます。

以上、議案1号のいずれの案件につきましても、農業をまじめに行い、また農機具等も保有しており、周辺農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

堀川委員 29番 堀川です。この_____から_____が農地を買おうとするものですが、この_____は父親が兼業農家でして、_____、本人も県外の会社へ勤めておりまして、年齢は38歳ですが、このたび新規就農ということで家へ帰ってきて、稲作をやりたいということで農地を購入して、また追ってこの場所へ農業用の倉庫を借りたいというような話も聞いてきました。したがって、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。番号2番について報告をさせていただきます。去る12日の午後から事務局2名、それから地元委員3名、5名で現地の確認を行いました。場所は_____があるんですが、その入り口からちょうど南へ100メートルぐらい行ったところに_____が建っておるんですが、そのすぐそばが現地でございます。

申請内容については、事務局の説明どおりでございますが、_____という方は大変農業の熱心な方でございますので、これからこの土地を譲り受けて米をつくれるということでございますので、何ら問題はないものと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。去る15日に事務局2名と委員3名で現地に行きました。場所につきましては、_____から200メートルぐらい松阪寄りということで、大三へ抜ける道のちょうど中間ぐらいにあります。この事務局のとおりでございますが、これは共有田で持っておりまして、いろいろと反対があったんかどうかわかりませんが、1人で買うということでなさるということで、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号につ

いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入りますが、7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町長谷 _____番、台帳地目 田・現況地目宅地、面積 58㎡外1筆で、合計193㎡。

これにつきましては、申請地では昭和45年ごろ、申請地及びその隣地に倉庫を建設、また昭和51年に居宅を建てかえ、今日に至ってきたものでございます。始末書の提出がございましたので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町大迎下川原 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡。

これにつきましては、申請者の自宅には十分な駐車スペースがないため、自宅から少し離れた申請地を駐車場用地として確保、活用しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口金谷 _____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 250㎡。

これにつきましては、申請者は、ガソリンスタンド及び住宅設備の会社を営んでおりますが、資材等を置く倉庫がなかったため、昭和57年に亡き父が農地法の手続を行わずに建築をしたものでございます。始末書の提出がございましたので追認をしようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知堀田口 _____番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 337㎡。

これにつきましては、申請者は自宅の隣地に土地を所有していなかったため、農地法の手続を行わずに昭和59年3月ごろに駐車場を、また平成23年10月に倉庫を建設したものでございます。始末書の提出がありますので追認をしようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知若宮 _____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 66㎡、外1筆で、合計 270㎡。

これにつきましては、申請者が平成4年ごろから農地法の手続を行わずに申請地に物置きを建設、また宅地への進入路及び庭として使用してきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので追認をしようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、1,076㎡、その内訳は田395㎡、畑681㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

堀川委員 29番 堀川です。この申請者、_____が議案1号で出てきました_____の父親であります。そのとおりで、45年に倉庫を、事務局の説明がありましたが、51年に居宅を建てかえたわけですが、そのものとの宅地に隣接していたところの田と畑を建てかえと同時に広げたというような状況でございます。現段階においては、事情はやむを得ないものと思いますので、また皆さんにご審議をよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。内容については事務局の説明のとおりです。場所につきましては、井関の谷戸坂からおりてきて、_____へ入っていくかかり口にあります。12日の日、9時30分から委員2名と事務局2名で確認をさせていただきました。内容につきましては事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。12日の日、事務局員2名、委員3名で確認に行きました。現地につきましては、白山久居美杉線の道路のところで_____から行くと_____がありますけども、その手前のところで、入り口の手前に_____というのがあります。その前にトタンの倉庫が建っています。場所についてはそのとおりでございます。それで畑につきましては、もう農地というのではないし、皆、宅地化されておりますし、排水溝も整っております、何ら問題がないと思います。事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。現地の説明をさせていただきますと、この前、研修に行きまして、美杉で観光バスが停まっていたいただきましたその2～30メートル手前が現地調査のところでございます、内容は事務局さんの説明どおりでございます。

5番につきましても同じく、場所は違います。_____の近くということでございますけども、これももう完全に家の入り口で仕方ないからということで、事務局の説明どおり、始末書も提出されておるとお思いますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可・所有権移転）、を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可・所有権移転）、でございます。

番号1、地区 川合、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 一志町八太笠井田 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 632㎡。

これにつきましては、平成24年4月23日付津市農委指令第津-5許-7号で資材置き場用地として転用許可をいたしましたものですが、転用目的が資材置き場から建売住宅建設用地へと変更となりましたことから、許可を取り消そうとするものでございます。

以上、件数は1件で、632㎡、内容は田でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします、1番。

守山委員 33番 守山です。事務局の説明どおりであります。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方向かご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を取り消していただきます。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 9ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 川合、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 一志町八太笠井田 _____番、台帳地目 雑種地・現況地目 畑、面積 1.72㎡、外4筆で、合計608.72㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、分譲住宅4棟

を建設しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 一志町小山西之垣内_____番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 29㎡。

これにつきましては、譲渡人が平成5年ごろから農地法手続を行わずに農業機械の進入路として使用してきて現在に至ってしまったものでございます。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上多気、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 美杉町上多気奥新田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 575㎡。

これにつきましては、建築業を営む譲受人は、譲渡人より申請地を譲り受け、ログハウス等の建設資材置き場用地として活用しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下之川、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 美杉町下之川岡_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 83㎡、外1筆で、合計99㎡。

これにつきましては、譲受人は農地法手続を行わず、昭和52年に自宅浴室を増築、また平成6年ごろに浄化槽を設置してしまい、現在に至ってしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号1につきましては、先ほど議案第3号に関連するものでございます。

以上、件数は4件で1,311.72㎡、その内訳は田658㎡、畑45㎡、他608.72㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、1番、お願いします。

守山委員 33番 守山です。1番と2番とを説明させていただきます。

まず、1番なんですけれど、これ事務局より説明をいただきましたが、これは先ほど取り消しの説明をいただいた平成24年4月23日、資材置き場用地としての許可があったということでありますが、この時点において、既に、もう分譲の販売の人が来ています。しかし、こういうのは前例を作ってはいけないので、業者から詫言状を取り、工事をストップさせて許可が出てから着工してもらわなければいけないと思います。

次の2の説明させていただきます。

守山委員 この2なのですが、進入道路ということではありますが、やはり12日の日に事務局2名と委員2名で現地で申請者の説明を受けましたわけですが、もう既に進入道路はもう立派な道路です。そういうことで説明を終わります。

議長 はい、3番、お願いします。

向田委員 はい。3番、4番は先ほど事務局の説明のとおりでございます。7月12日に現地確認をしております。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございます。よろしいですか。地元委員の皆さん方からの説明がございましたが、皆さん方のご意見は何か。先ほどの1番の件でも結構ですの で。
守山委員	1番の件、1カ月先延ばしにするか、それとも条件つきで許可するか。
議 長	それでは一回採決させてもらいます。保留に賛成の方が多数みえますので保 留にしたいと思います。
議 長	よろしいか、これもう保留にさせていただきます。 2、3、4について何かありましたら。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。2、3、4について異議ありませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号の2、3、4につきましては許可 することを決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい て（農業委員会許可・使用貸借）、でございます。事務局、説明願います。
事 務 局	それでは、10ページお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員 会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 川合、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志 町片野八反田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 396㎡。 これにつきましては、借り人は現在、市内で借家住まいをしておりますが、 親族である貸し人の申請地を借り、一般個人住宅を建設しようとするもので ございます。農地区分は第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件で、396㎡、その内容は田でございます。 当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ てを満たしているものと考えられます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会って いただきました地元委員のご意見をお伺いします。
守山委員	33番 守山です。7月12日に総合支所職員2名と委員2名で現地調査を行 いました。場所は_____から松阪へ向かって200メートルぐらいの北側に ございます。事務局説明のとおりであり、下水道・水道管は隣の道路に配置され ております。以上であります。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご 意見をお願いします。いかがですか、よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それでは、議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号について許可することを決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>恐れ入ります、別冊津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>表紙1枚めくっていただいて集計表をごらんください。</p> <p>右下の合計欄に掲げてありますように、今月は総合計で17件、21,848㎡の集積がございました。その内容は賃貸借、使用貸借及び所有権移転でございます。</p> <p>地区別の状況を一番下の合計欄でご説明いたしますが、今回は久居地区と美杉地区の集積はございませんでした。</p> <p>一志地区は15件で17,072㎡、その内訳は田でございます。白山地区は2件で4,776㎡、その内訳も田でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借及び所有権移転を合わせて21,848㎡で、畑の集積はなく、この数値が総合計となっております。</p> <p>また、認定農業者への集積状況は6件で、11,352㎡となっております。6件すべて一志地区の集積となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明は終わりましたが、皆さんのご意見ありましたら、よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p> <p>以上で、本部会に付議されました議案はすべて終了いたしました。ありがとうございます。</p>

午後 2 時 4 7 分

上記は、第 7 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 4 年 7 月 1 8 日

議 長

出席委員

出席委員